

必ずチェック 最低賃金!

使用者も

労働者も

《鹿児島県の最低賃金》

★ 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	647円	平成23年 10月29日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

★ 特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	692円	平成23年 1月5日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	672円	平成23年 1月8日	「百貨店、総合スーパー」とは、衣食住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のもの。 次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
自動車(新車)小売業	710円	平成22年 12月24日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

日本標準産業分類の改訂(平成20年4月1日施行)に伴い、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」は、その件名(名称)の表記を、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」に改めましたが、その適用範囲については従来と同様で、変更はありません。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島県労働局賃金室 (電話) 099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175
 鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225
 加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/>

最低賃金テレフォンサービス ☎099-223-8881